

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和3年12月13日

○出席委員（13名）

委員長 坂倉 広子
委員 南川 則之
委員 瀬崎 伸一
委員 奥村 敦
委員 中世古 泉
委員 浜口 一利
委員 世古 安秀

議長 木下 順一

副委員長 山本 哲也
委員 濱口 正久
委員 片岡 直博
委員 河村 孝
委員 戸上 健
委員 坂倉 紀男

○欠席委員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼
議事総務係長 木田 崇

(午後 1時00分 開会)

○坂倉広子委員長 みなさん、行政常任委員会に引き続きお疲れさまです。

ただいまから議会改革推進特別委員会を再開いたします。

これより議事に入ります。

本日もご協議いただく案件は事項書のとおりです。

それでは、議会改革スケジュールについてを議題としたいと思います。

まず、事務局に説明いたさせます。

事務局、木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。

議会改革スケジュールということで、前日も、すみません、提示させていただいたんですが、話し合いの中で、スケジュールをもうちょっと触るべきやないかということで、変更案を出させていただいております。

1枚ぺらでお手元にお配りのものをご覧ください。

一番左から順番に、議会基本条例等改正、その次が、真ん中が会議規則等改正、一番右が議員定数条例等改正ということで、左側にいけばいくほど、ちょっと急ぎの案件というふうに認識しております。

先日お話をさせていただいた後、本日の議会改革の中で議長から提案のあった文書質問、モニター制度、サポーター制度等を今回のパブコメ前の改正案に入れていくかどうかということをお話が出てきたと思うんですが、今日はその文書質問、モニター制度、サポーター制度については、スケジュールの説明の後に内容を説明させていただいて、皆さんにご議論いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

前回と同じように12月中にパブコメ用の改正案を決定した後に、1月4日から1月いっぱいですね、パブリックコメントを行い、それを受けて、その内容を精査した上で、2月中に議会改革の委員会の中で最終的な改正案を決定。3月の議会に上程というふうな大まかなスケジュールでございます。

続きまして、真ん中にいきまして、それにつながって、これまた3班さんのほうから出していただいております。会議規則、委員会条例等々細かい、細かいというか、ほかに議決案件も含めた改正が必要でないかということも12月から1月にかけての小委員会でもって、もんで、特に2月のところに専門家の意見というふうな欄があります。これにつきましては、政治倫理条例等で現在の条例では、ちょっとまだ改正の余地があるのではないかという意見も出ておまして、罰則等を加えた場合、そういうものについてできるかどうかというようなことを専門家の方、顧問弁護士であるとか、いつもお話をさせていただいておる高沖先生とか、そういう方にご意見をいただくような機会を設けて、最終的に2月中に議会改革推進特別委員会のほうで、先ほどの基本条例等と同じように決定して、これも3月の議会で発議してやっていきたいというふうに考えております。

一番右側、議員定数条例等改正につきましては、前回提示させていただいたものと時間軸が大分ずれてきております。

前回3月議会で発議をするということをお話しておったんですが、これを6月議会までの発議ということで時間をずらせていただいております。アンケートも前回お話がありましたLINEアンケートというものを1月の末から2月いっぱい行うような形でさせていただく。その後、3月の頭には公聴会を開くため

の参加依頼であったり、募集を4月にかけてして、4月下旬に公聴会を行い、5月中には条例改正案を決定して、6月議会に発議する、そのような運びでいかがでしょうかということでスケジュール案を作っていましたので、皆様でご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、議会改革のスケジュールについてご説明をいただきました。

説明は終わりました。ただいまの議会改革スケジュール案についてご意見をいただきたいと思いますが、まず、議会基本条例改正については令和4年4月1日の施行を目指し、12月会議中に改正案を決定し、1月4日から1月31日までパブリックコメントの募集を行い、2月中に議会改革推進特別委員会で改正案の最終決定、3月議会にて発議というスケジュールが示されておりますが、前回の改正案の確認では、書面質問とモニター制度及びサポーター制度についての議論が持ち越されていますので、改革スケジュール全体の確認されたこの後に協議したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議会基本条例改正スケジュールについてのご意見はございませんでしょうか。

副委員長。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

今説明いただきましたけれども、これまでに3班に分かれて出してもらった小委員会のあれを小委員会で取りまとめ、この間、皆さんにご提示させていただきました。それに加えて、議長から文書質問とモニター制度とか、そういったところを入れていったら、どうだろうかという案をいただきましたけれども、また後で事務局のほうからも説明させていただきますが、文書質問・モニター制度資料をご覧くださいと分かるように、とてもこの短時間で、20日の改正案決定までにとってもじゃないですけども、議論が足りないであろうということで、今回はこの2つのところの基本条例に載せるというところを一旦見送らせていただきまして、これまでに3小委員会で提案させてもらったものを20日もう一度皆さんにご議論いただいて、改正案として決定をしていきたいというところでございます。

その後のスケジュールですけれども、それは、これまでに説明していただいたとおり、パブコメを通して3月の発議に持っていきたいということが今回提示させていただいています議会基本条例の改正スケジュールでございますので、右往左往というか紆余曲折ありまして、モニター制度、サポーター制度をちょっとテーブルには一旦乗せましたけれども、とても議論が尽くせる状況じゃないというところで、今回、一回見送りをさせていただきますというところが今回提出させてもらった案でございますので、そういったところでご議論いただきますように、よろしくお願いいたしますと思います。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

○山本哲也委員 アンケートは、またその後で説明させていただきますので、取りあえず一旦議会基本条例のスケジュールをご了承いただきたいといったところでございますので。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

このスケジュールに関してご意見がございましたら、いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 これ、議会基本条例の改正のところは基本条例のみですか、それとも基本条例の運用基準までと一緒に併せてやるということですか、発議。

○坂倉広子委員長 山本副委員長。

○山本哲也委員 運用基準等に関しては、その横の会議規則等の改正のところにかかってくるかと思います。

こちらはパブリックコメント等を通さずに行う予定でございますので、できましたら1月中に小委員会重ねさせていただきますして、先ほど事務局から提案ありました専門家の意見も聞きながら、こちら3月の発議に間に合わせたいといったところでございますので、そういったスケジュールで併せてお願いしたいなど、ご了承くださいたいなというところでございます。

○坂倉広子委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 ちょっと確認で。今回のこの12月のところは、基本条例のみでいくということですね。はい、分かりました。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、このスケジュールどおりということでご意見賜りました。ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

続いて、委員会条例等改正についてであります。第3班から意見のあった委員会条例、会議規則、鳥羽市議会の運営に関する基準の改正と以前から声の上がっている政務活動費の手引、前回の委員会でお話のあった政治倫理条例等の改正については、令和4年1月中に協議し、改正案の決定、改正案のうち専門家への相談が必要と思われる部分の精査を2月中に行い、3月会議にて発議、4月1日からの施行を目指すスケジュールでございますが、この件についてご意見はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

河村副議長。

○河村 孝委員 先ほどの議会基本条例等の副委員長の説明にもありましたように、今回議長から提案いただいた文書質問とモニター制度については、一旦外させてもらう形での基本条例というお話があったと思いますので、もし皆様のご賛同を得られて、小委員会で再び会議規則等々を触りにいくということであれば、その中で、一緒に文書質問とモニター制度についてもある程度の議論を小委員会の中で、まずやってみてはいかがかなというふうに思うんですけれども、皆様のご意見を聞いていただければ。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、河村副議長よりご意見いただいた小委員会で議論していつはどうかということですが、ご意見ありましたら、どうぞ。

(「賛成」の声あり)

○坂倉広子委員長 はい、ありがとうございます。

(「それでないと、基本条例だけでというのはちょっと。それも含めてやっていくと、賛成です」の声あり)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、小委員会ですとまとめるということでご意見を賜りましたので、そのようにさせていただきたいと思
います。

瀬崎委員、どうぞ。

○瀬崎伸一委員 すみません。今出ている小委員会というのは、いわゆる1班、2班、3班という考え方でいい
のかな、また違うものをつくる考え方なのかな。

○坂倉広子委員長 小委員会については、各班ではなく。

(「選ばれた議員」の声あり)

○坂倉広子委員長 そうですね。選ばれた議員がおりまして、この中で。

(「ようは班長と正副等でやるやつということでいいんでしょうか、8人で」の声あり)

○坂倉広子委員長 そういうことですね。

(「決め直さなくても大丈夫ですかというところなんです」の声あり)

○坂倉広子委員長 大丈夫ですか。

(「それも含めての今提起ですけど」の声あり)

(「全員というのがあれでしたので、今の班長、3班長さんが集まってきたら、小委員
会で8人程度になると思います。議長、委員入れてやったほうがどうかと思ひまして。

皆さんで決めていただいたら」の声あり)

○坂倉広子委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続いていて、議員定数条例についてであります。前回の会議では、改正の場合は3月会議で発
議というスケジュールの提案がありましたが、議会基本条例と会議規則、委員会条例等の改正が急がれること
から、議員定数条例改正となった場合の発議を6月会議とし、2月に議員定数に関するLINEアンケートの
実施、3月中に公聴会参加者の募集と依頼、4月中に公聴会を実施し、5月中に議員定数条例の改正の是非を
決定し、6月会議にて発議ということですが、この件についてご意見はございませんでしょうか。

山本副委員長。

○山本哲也委員 補足というところでございます。

今回LINEアンケートということで書かさせていただきました。前回のアンケート実施というのをどうす
るんやというところがあったかと思うんですけども、今回ちょっとLINEアンケートということで、今、
鳥羽市議会が広報広聴委員会を中心にLINEを活用して、議会の情報を皆さんに届けさせていただくと
いう取組をさせていただいてます。登録者が今の段階で200がちょっと切つとるぐらいなんですけれども、
今回このLINEアンケートを行うことで、登録者も伸ばすことができたらというところも狙いでありまし
て、そういった手続を取っていただきながら、アンケートを取って見たらどうだろうかというところで、今回
LINEでアンケートということをご提案させていただきたいなというふうに思ひます。

登録者には、一斉に送信ができますので、登録している方には漏れなくそのアンケートを実施しとるとい
うところがお手元に届くようになりますので、そういったところの機能をちょっと活用させていただきたいな
といたところでございます。

補足としまして以上でございますので、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、このことについてご意見がありましたら、どうぞ伺いたいと思います。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 すみません。議会のメンバーは様々な年代の方もおみえになられて、皆さん進んでみえるので、LINEというものが使えると思うんですけども、我々の年代にすれば、それが普通のことであっても、ある程度年配の方であるとかは、触れたこともなければ、触れ方も分からないというような方もいらっしゃると思うんですけども、広く市民の意見をアンケートとして取りたいんだということであれば、それ一本にする。代理で代わりに打ってあげることができると思うんですけども、何かちょっともう少し考えておかないと、裾野は広がらない気がするんですけども、その辺はどうされるのかなと思いませんか。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

山本副委員長。

○山本哲也委員 今回LINEのアンケート実施しますという旨を広報のほうには入れられるのかなということがあって、広報とばを見ながらLINEの手続というところで、QRになるかなとは思うんですけども、そこまでできない方もみえるかもしれませんけれども、今回は、できる方を中心に意見を取りたいといったところでどうかなといったところでございますので、できましたらこのまま募集進めていければなどは思いますけど。

○坂倉広子委員長 河村副議長。

○河村 孝委員 前回ここのアンケートの部分で、どうにも意見がまとまらなかったんで、正副の委員長と正副議長に一任というところでお話は終わっていたと思います。

お話をさせてもらって、これだけタイトなスケジュールの中で、物理的に実現可能なことはどこやというところから逆算して、せつかく、こういうSNSを使ったところで議会が情報発信しているのであれば、ここをちょっとLINEを生かした形でのアンケートをやってみてはどうかというところの話がありましたんで、もともと私はアンケートをやるべきではないというところの派だったんですけども、瀬崎委員の思いも分かるんですけども、その後の各種団体、公聴会の参加依頼、公聴会のほうで、例えば瀬崎委員が心配されるLINEを使い切れない人たちにも積極的に参加してもらおうというところで、そこの二本立てで僕は担保できるのではないのかなというふうに思うんで、今のところ、正副委員長と正副議長の案としては、そこがベターではないのかなということでこういう提案になりました。

以上です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

まずは、このLINEアンケートから入らせていただいて、そして広く、瀬崎委員の言われたように公聴会もごございますので、そのことも年齢層も公平な部分で公聴会を実施してはどうかという案でございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、事務局からの提案のスケジュールで進めてまいりたいと思います。

続いて、鳥羽市議会基本条例改正案についてパブリックコメント募集……。

(「先ほどお話があった文書質問について事務局から」の声あり)

○坂倉広子委員長 はい。それでは、文書質問について説明を事務局のほうからしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 すみません。先ほど委員長からお話のありましたように、今日の会議の中で文書質問について、最後のところまで詰めるのは非常に難しいというふうな部分があるというお話を言っていただいたんですが、文書質問に関しまして、県内の状況等を含めて説明をさせていただきたいと思います。よろしく願いします。

お配りさせていただいたホチキス止めの資料をご覧ください。

まず、1ページ目に、県内14市議会文書質問実施状況というのがございまして、上から、北から南という順番で大体並んでおりまして、議会基本条例を制定していないというのが津市さんと志摩市さんというのがあって、ほか、しておるところが12市議会で、14市議会ある中で半分が議会基本条例の中に「文書質問ができる」というふうな言葉が入っております。

さらに文書質問ができる中で、それを公開するというふうな規定があるかないかというところも含めていきますと、公開規定があるのは桑名市さんだけです、桑名市議会だけです。ただ、四日市市さんと松阪市さんは公開規定というのは特に書いてはございませんが、実際にホームページで公開をしておると、そういう状況が見て取れます。

実績の部分なんです、これ各市議会に、すみません、急ぎ、この時期ですもんで、ちょっと直接聞いて回るということできておりませんので、今お話をさせていただいた四日市市さんと松阪市さんについては、ホームページに載っているということで、実績ありということで載せさせていただいて、その下にですね、下の表に四日市市さんと松阪市さんの文書質問の実績がございまして。

四日市市さん、平成23年から順番にありまして、質問人数と右側が質問件数でございまして。松阪市さんも平成26年、28年、令和2年と飛び飛びでございまして、少数の質問が出ておると、そういう状況でございまして。

あと、県内14市で通年会期をやっておった、すみません、通年会期で自分ところやっとなのに丸つけるの忘れてますね。鳥羽市も通年会期でございまして、申し訳ございません。四日市市、鈴鹿市、鳥羽市が通年会期でやっておるとことで丸をつけさせていただきます。

2ページ、3ページに、すみません、やっておる基本条例の中に文書質問ができるというふうなことが書いてある市の基本条例中の抜粋部分というのを載せさせていただいております。「県内14市議会基本条例中」と書いてありますが、これ、7市しか載ってないので、実際には「7市」の間違いでございまして。申し訳ございません。

いなべ市さんから桑名市、四日市市と順番にございまして、大まかに言うと、全て、例えば通年会期でない場合ですね。閉会中という言葉があったりですね。これは桑名市さん、いなべ市さんは「議会は閉会中に」

というふうには、閉会中に行うものというふうになっております。

あと、次のページで、伊賀市さんとか尾鷲市さんになると「会期中または閉会中にかかわらず」というふうな違いがございます。鈴鹿市さんもそうですね。ちょっと鈴鹿市さんの場合は、通年会期ですもんで、こちら辺はちょっと合っていないのかなという部分はあるんですけども、こういうふうな違いがございます。

あと、大事なところとしてましては、「議長と協議の上」というふうな言葉があるものと、「議長を経由して」というふうな言葉があるところと、全くそういうのがないところとあるかなと思うんですけども、「經由して」というところは多いのかなということで見ております。

あと、「質問を行うことが最終的にできる」というふうな言い方で、基本条例に載っておるところが全てでございますので、「できますよ」というふうな言い方かなと。

あと、「議会は」というふうが一番最初来ているのと、「議員は」と来ているのとの違いがありまして、こちら辺の部分の取り方をどうしていくかというところをまた実際には詰めていって、鳥羽市の場合は通年会期でございますので、「閉会中」というふうな言い方はないと思いますので、四日市市さんのように何も書かずにやるのかとか、議長と協議をするというふうに決めて、要は文書質問にふさわしいかどうかというところをどういうふうに審査するか。

あと、桑名市さんの場合は、第2項に「前項の文書による質問及び回答は、市民に公表するものとする」と書いてありますので、こういうふうな文言を載せるのか等々、こちら辺を詰めていかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局から説明をいただきまして、説明は終わりました。

この文書質問につきましては、先ほど言わせていただいたように、小委員会でもう一度よく吟味していただくということでございますので、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次につきましては、モニター制度とサポーター制度についてでございますが、これについては同時に説明を受けたいと思いますので、モニター制度とサポーター制度について事務局に説明をいたさせます。

事務局。

○岩井事務局長 モニター制度とサポーター制度について、私から説明させていただきます。

先ほどホチキス止めの4ページ以降をご覧ください。

実は、これ、三重県議会が全国の市議会のモニター制度等がもう調査してあったものですから、それを添付させていただいたところです。読んでいただくと、多分お分かりやと思うんですけども、モニター制度とサポーター制度、何かごっちゃになってきたりするようなところがあったりしますので、先ほど委員長言われたように、小委員会で、うちのパターンどうしましょう、鳥羽市案というのはつけさせてはいただいておりますが、そこでたたいていただければと思います。

ざっとした説明で申し訳ございませんが、4ページの上からさせていただきます。

四日市市議会の議会モニター制度。平成16年から行っております。市民からの要望、提言等の意見を広く聴取し、議会の運営等に反映させるという形で定員50名、1年間。推薦は24名で地区市民センター長の推薦が必要。報酬はなしですが、図書カード等の交通費等は相当額を支給するという形です。

主な役割は、議会を傍聴し、議会運営に関する意見を文書で提出、市議会だより及びホームページに関する意見を文書で提出、あくまで、これ議会だよりとホームページになっています。その辺がいろいろ違ってくると思います。市議会と年1から3回の意見交換会を行うという形になっています。

次、新潟県胎内市議会です。市議会広報モニター制度。平成17年からやっています。市議会の広報の企画、編集等に関し、広く市民から意見や要望を聴取して、より内容の充実を図るということで、定数を6人、2年間という形です。推薦は市内4地区から議員が推薦という形です。

主な役割は、議会だよりについての意見提出、モニター会議（広報会議関係議員・正副議長の参加）へ年2回出席となっております。

5ページの上をご覧ください。

北海道栗山町議会です。議会モニター制度。平成21年からです。町民から要望、提言等の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させる。モニター数定員は10人で、1年間。公募して推薦者のうちから議長が委嘱する。報酬は無報酬で交通費等を支給します。

主な役割は、会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出。町議会だより及びホームページに関する意見を文書にて提出。町議会議員との意見交換となっております。

続きまして、熊本県御船町議会、議会モニター制度。平成22年からです。町民から議会運営等に関する要望、提言、その他の意見を聴取し、議会運営に反映させる。モニターとして定員10人で、2年間。

主な役割は、会議を傍聴し、議会運営に関する意見を提出。町議会だより及びホームページに関する意見書を提出し、町議会議員との意見交換を年1回するというものが全国の例となっております。

続きまして、サポーター制度も少し調べましたので、7ページをご覧ください。

上からいきます。

岩倉市の議会サポーター制度。平成30年度です。岩倉市では新しく移り住んできた住民が多く、選挙における投票率の低下等を背景として、市民の議会に対する興味・関心を高めるため、以下、市議会の議会モニター制度等を調査研究し、平成30年から議会サポーター制度を開始しました。

制度内容については、無作為等抽出及び公募により市民からサポーターをつのり本議会や委員会を傍聴してもらい、議会運営に関する意見、要望を聴取し、それらを議会運営に反映させるというものである。また、年2回、主にフリートーク形式でサポーターとの意見交換も開催している。先ほどのモニター制度と何かよく似た形かなと思います。

続きまして、栗山町議会の議会サポーター。平成21年からです。

ちょっとここが変わっています。議会及び議会事務局の政策形成、立案機能を高め、実施するに至るまでの参考意見として活用するものです。当町の議会活動に賛同していただける有識者など、様々なノウハウを持つ方からの相談、助言により議会活性化の協力を得るものとなっております。議会サポーターの下は、各大学

のもろもろ、何か名前を聞いたことがある有名な方がここ栗山町のサポーター制度に載っています。

めくってください。8ページ目です。

飯綱町議会の政策サポーター制度。平成22年からです。

開かれた議会とするための議会活動への町民参加を広げ、定数が減る中で町民の知恵もかりて政策づくりを協働で進める。議員定数の減少の中で、住民からの議会支援を得るためという形になっています。ここは、平成22年4月から発足して、12名の町民が参加。公募2名、要請10名という形になっています。この場合は、2つの研究テーマは議会で決定して、そのことを皆さんで議論していくという形になっています。この22年度期は、行財政改革研究会と都市との交流・人口増加研究会、2つの研究会に分かれて会議を各6回開催したそうです。それぞれの研究会で学習と自由討議を重ね、政策提言内容の合意に至るという形になっています。

ただ、ここ、毎年しとるかというのと、調べると、これ平成22年からやっていますが、平成25年、平成27年、平成30年のこれまで、まだ4回ほどしか行っておりません。3年か2年の間に議題が出てきたときにやるというのが、このサポーター制度という形になります。

ですので、今ざっと申し上げましたが、モニター制度とサポーター制度が何かごっちゃになっているようなところがあったりしますので、これを鳥羽市バージョンとして、ここ6ページに、私、モニター制度として案はつけさせていただきましたが、これをたたいて鳥羽市バージョンをつくっていただければなというところになります。

以上です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

岩井局長より、モニター制度とサポーター制度についてご説明をいただきました。

それでは、先ほど決めさせていただきましたように、このことについても小委員会でしっかりもんでいただくということになりましたので、そのようにお願いしたいと思います。

そして、また小委員会において検討することとなり、そのことについて開催予定を決めさせていただきたいとは思いますが、委員長、副委員長でまた決めさせていただいて、そして皆様にご連絡をさせていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、ご協議いただく案件は以上でございます。

これをもちまして議会改革推進特別委員会を散会いたします。

ありがとうございました。

(午後 1時38分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年12月13日

議会改革推進特別委員長 坂 倉 広 子